

# 公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 4 月 11 日

海上保安庁長官  
石井 昌平（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - （1）名 称 国土地理院
  - （2）住 所 茨城県つくば市北郷 1 番
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - （1）区 域 浜名湖・猪鼻湖（別添付図のとおり）
  - （2）期 間 令和 6 年 5 月 1 日～11 月 30 日
- 3 水路測量の実施方法  
GNSS による測位、音響測深機による湖底地形調査
- 4 航行船舶に対する安全措置  
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

